

## 令和3年度第9回坂戸市教育委員会会議議事録

### 1 開会及び閉会に関する事項

開会 令和4年3月28日（月）午前10時00分 安齊教育長

閉会 令和4年3月28日（月）午前10時36分 安齊教育長

### 2 開催場所

坂戸市役所201会議室

### 3 出席委員

1番 小川 一信（教育長職務代理者）                      2番 蓼沼 康子

3番 松井 正樹    4番 毛利 陽子

5番 安齊 敏雄（教育長）

### 4 議事参与者

教育部長 宮崎 勝

教育部長 谷口 義明

次長兼社会教育担当副参与 岡田 全弘

教育総務課長 岡本 行弘

学校教育課長 小峰 大吾

社会教育課長 栗生田 一裕

スポーツ推進課長 仲島 昭靖

城山公民館長 志村 正

図書館長 勝俣 敦

教育総務課副課長 加賀谷 順子

学校教育課副課長 野口 潤也

スポーツ推進課副課長 宮崎 格

書記 山崎 憲次郎

書記 藤野 陽介

### 5 会議の概要

#### 【日程第1 議事録の承認について】

<前回の議事録は、全員異議なく原案のとおり承認されました。>

（署名 3. 28 教育長、小川委員、藤野書記）

#### 【日程第2 議事録署名委員の指名について】

教育長 日程第2 議事録署名委員は、蓼沼委員を指名いたします。

#### 【日程第3 報告事項について】

教育長 日程第3 報告事項に移ります。（1）教育長報告をいたします。私から2月7日から3月27日までの報告を申し上げます。

2月14日に第8回西部教育事務所管内教育長会議がオンライン会議Zoomを使って開催されました。本市でも2月の校長会はZoomを選択的に導入をしてみました。メリット、デメリットはありますが、今後このやり方が定着していくのではないかと思います。2月16日に3月議会前

の定例記者会見がありました。前回の総合教育会議で市長から提案があり、来年度の教育委員会の新規事業になっている法律相談業務委託について、弁護士を委託することによって、いじめ問題を法的側面から整理していただくことを期待するとの結論に落ち着きました。次に、2月21日から3月16日まで3月議会定例会が開催されました。3月10日に、臨時校長会がございました。主な内容は、令和4年度当初教職員の異動内示です。3月16日に、令和4年度新採用教職員の面接がございました。本市の新採用教職員は、小学校が18人、中学校が10人、養護教諭が1名、さらに県費事務職員が2人、計31名の新採用教職員を迎えることになりました。本市の教育方針をお話しするとともに、学び続けることの大切さについて強く訴えました。22日に新型コロナウイルス対策本部会議がございました。公共施設の休館を今月いっぱい解除することが決定いたしました。コロナへの警戒は維持したまま、できる限り通常の生活に戻していくこととなります。23日に坂戸市立小・中学校学区審議会から通学区域に関する答申をいただきました。25日には、市役所職員の人事異動内示がございました。以上この間の報告でございます。

教育長 御質問等がありましたら、お願いします。

(なしの声)

教育長 続いて、(2) 臨時代理に関する報告について、報告をお願いします。

教育総務課長 臨時代理の報告について、市長、副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例に係る意見について、別紙のとおり臨時に代理したので報告します。

臨時代理につきまして、ご説明いたします。2ページの改正文をご覧ください。今回の人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告は、期末手当を0.15月引き下げのものであり、本市においては、議員、市長、副市長、教育長の期末手当も一般職と同様に改正を行っているところでございます。本議案につきましては、第2号関係において、一般職、市長、副市長の例にならい、教育長の期末手当の支給割合を0.15月分引き下げ、令和4年度以降分の期末手当、年間4.3月分について、6月期と12月期を均等にし、2.15月とする改正を行おうとするものでございます。また、附則第2条関係につきましては、令和4年6月期に支給する期末手当の額につきまして、改正後の各条例の規定により算定される期末手当の額から令和3年12月に支給された期末手当の額に225.5分の15を乗じて得た額を減じた額を支給するものでございます。本議案につきましては、教育委員会会議の議決事項でございますので、本来は、会議を開催し、議案を提案し、議決を経るべきところでございますが、教育委員会会議を招

集する時間的な余裕がなく、緊急的に処理する必要があることから、坂戸市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条の規定に基づき、臨時に代理し、1ページのとおり、教育委員会として適当と認める旨、2月18日付で市長へ回答したことをご報告させていただくものでございます。

教育長 御質問等がありましたら、お願いします。

(なし)

教育長 では他に、各部課長から報告事項がありましたらお願いします。

(なし)

教育長 ないようですので、以上で報告事項を終わります。

#### 【日程第4 議 事】

議案第49号から議案第54号は、人事に関する案件であるため、坂戸市教育委員会会議規則第15条第1項の規定により、議案第49号から議案第54号は非公開としたい旨の発議があり、出席者全員が賛成し、議案第49号から議案第54号は非公開で審議されることに決定しました。

◎議案第49号 坂戸市教育委員会職員の任免について

<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

◎議案第50号 坂戸市立小・中学校学校薬剤師の辞職について

<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

◎議案第51号 坂戸市立小・中学校学校薬剤師の委嘱について

<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

◎議案第52号 坂戸市立入西小学校産業医の委嘱について

<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

◎議案第53号 坂戸市文化財保護審議会委員の委嘱について

<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

◎議案第54号 坂戸市スポーツ推進委員の委嘱について

<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

教育長 議案第55号、「坂戸市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

教育長 事務局から提案理由の説明をお願いします。

社会教育課長 議案第55号、坂戸市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について、令和4年4月1日付けの組織改正に伴い、市長部局の部の名称が変更になることから、この案を提出するものであります。

補足説明をいたします。現在、入西地域交流センターにおいて、教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に補助執行させておりますが、令和4年4月1日付けの組織改正により、入西地域交流センターを所管する部が「市民健康部」から「市民部」に変更となるため、改正をするものでございます。

教育長 御質疑・御意見がありましたら、お願いします。

教育長 御意見等ないようでしたら、以上で質疑等を終結します。

教育長 議案第55号、「坂戸市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育長 議案第56号、「坂戸市スポーツ推進計画庁内策定・推進会議設置規程の一部を改正する訓令について」を議題といたします。

教育長 事務局から提案理由の説明をお願いします。

スポーツ推進課長 議案第56号、坂戸市スポーツ推進計画庁内策定・推進会議設置規程の一部を改正する訓令について、令和4年4月1日付けの組織改正に伴い、市長部局の課の名称が変更になることから、所要の改正をしたので、この案を提出するものであります。

補足説明をいたします。坂戸市スポーツ推進計画は、より多くの市民がスポーツ、レクリエーションを生涯にわたって、継続的に実践できる環境を整備するとともに、市民の自発的なスポーツ、レクリエーション活動を支援する施策を計画的に実践することを目的とし、平成26年度に策定をいたしました。その後、当初計画策定から5年経過しました平成31年2月に、本計画の目標達成状況を確認し、更なる市民ニーズの多様化に対応するため、計画の見直しを行い、中間年次改定を行ってまいりました。提出させていただきました本議案は、令和5年度に予定しております第2次坂戸市スポーツ推進計画に係る庁内策定・推進会議を委任いたします委員が、組織改正に伴い、市長部局の課の名称が変更になることからでございます。なお、具体的には、「子育て支援課」が「こども支援課」に名称変更となり、また、現在の「市民生活課」の業務の一部が「市民健康セン

ター」に移管されることに伴い、それぞれの所属長に改正するものでございます。

教育長 御質疑・御意見がありましたら、お願いします。

教育長 御意見等ないようでしたら、以上で質疑等を終結します。

教育長 議案第56号、「坂戸市スポーツ推進計画庁内策定・推進会議設置規程の一部を改正する訓令について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育長 議案第57号、「坂戸市立図書館運営規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

教育長 事務局から提案理由の説明をお願いします。

図書館長 議案第57号、坂戸市立図書館運営規則の一部を改正する規則の制定について、視聴覚ライブラリーを廃止するため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

補足説明をいたします。図書館では、視聴覚教材教具の貸出し、その他の視聴覚教育の振興を図るため、視聴覚ライブラリーを設置し、16ミリ映画等の収集や貸出しを行っておりましたが、現在はインターネットやDVD等の普及により、利用者数は減少を続けているところでございます。保有しております視聴覚教材教具も劣化が進み、昨年度には全ての映写機が故障してしまい、映画フィルムについても使用不能の作品が多数存在している状況です。また、16ミリ映写機の新規生産は終了しており、修理を請け負うことができる業者も全国で僅かしか存在せず、修理用の部品も確保できない状況であるため、視聴覚ライブラリーの規定を廃止するものでございます。なお、視聴覚ライブラリーの廃止につきましては、坂戸市立図書館協議会において検討した結果、廃止についてのご了承をいただいております。次に、改正の概要でございますが、新旧対照表右側の欄をご覧ください。いずれの内容も視聴覚ライブラリーに係る規定を削除するものです。目次にあります第2章第5節を削除いたします。次に、第2条第5号及び第5節視聴覚ライブラリー以下、第19条から第21条を削除するものでございます。また、裏面の附則第2項関係、坂戸市立図書館処務規則の第2条第13号の規定を削除いたします。説明は以上です。

教育長 御質疑・御意見がありましたら、お願いします。

教育長 御意見等ないようでしたら、以上で質疑等を終結します。

教育長 議案第57号、「坂戸市立図書館運営規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育長 議案第58号、「坂戸市学校運営協議会の名称を定める告示について」を議題といたします。

教育長 事務局から提案理由の説明をお願いします。

学校教育課長 議案第58号、坂戸市学校運営協議会の名称を定める告示について、令和4年度より坂戸市全校で学校運営協議会を設置するにあたり、各校の協議会の名称を定めるため、この案を提出するものであります。

補足説明をいたします。令和4年度から市内小中学校に学校運営協議会を設置するにあたり、各学校における正式名称が定まっていないため、別紙のとおり定め、告示したいと存じます。なお、城山小学校及び城山中学校につきましては、2月7日の教育委員会会議の議案第43号でお諮りしました「坂戸市学校運営協議会規則」第3条第1項中の「2以上の学校について1の協議会を置くことができる」という規定により、学校運営に関し相互に密接な連携を図る必要があることから、2校で一つの協議会を設置させていただきたいと存じます。説明は以上です。

教育長 御質疑・御意見がありましたら、お願いします。

教育長 御意見等ないようでしたら、以上で質疑等を終結します。

教育長 議案第58号、「坂戸市学校運営協議会の名称を定める告示について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育長 以上で議事を終わります。

#### 【日程第5 その他】

教育長 御意見などございましたら、お願いします。

(なし)

教育長 ないようですので、以上をもちまして、令和3年度第9回坂戸市教育委員会会議を閉会いたします。

<令和3年度第9回坂戸市教育委員会会議閉会>